資料８

仕事と家庭生活を両立できる体制の整備

産業労働局雇用就業部
労働環境課

現　状

企業規模が小さいほど両立支援の取組が進んでいない

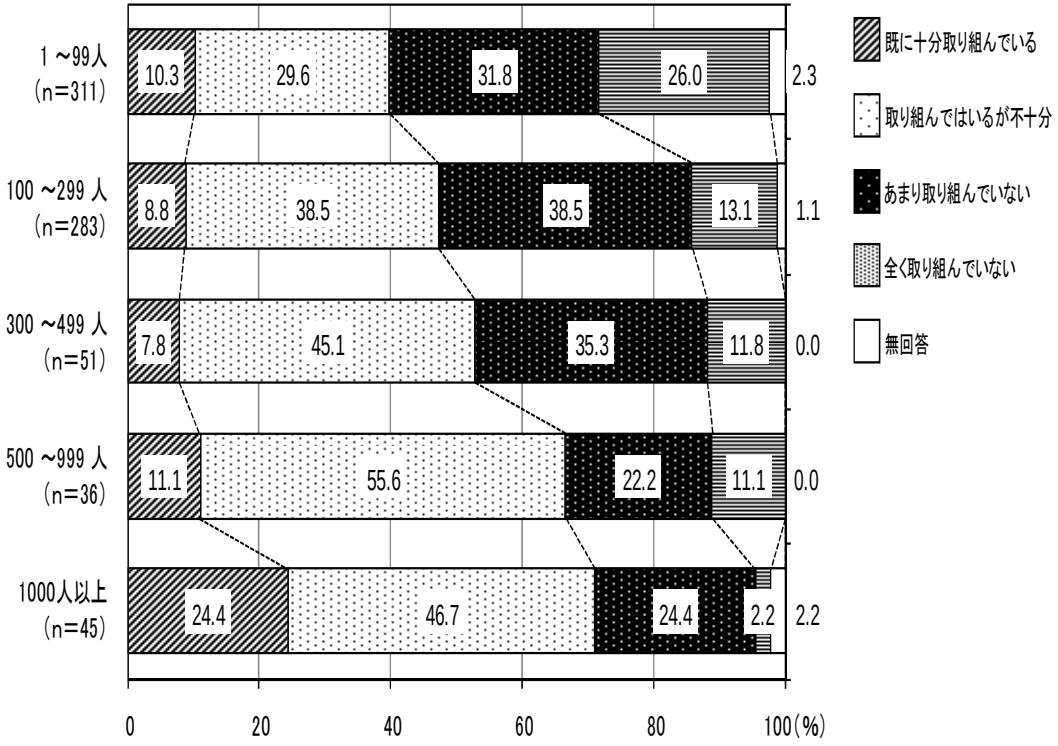

企業が導入した両立支援制度にはバラつきが見られる

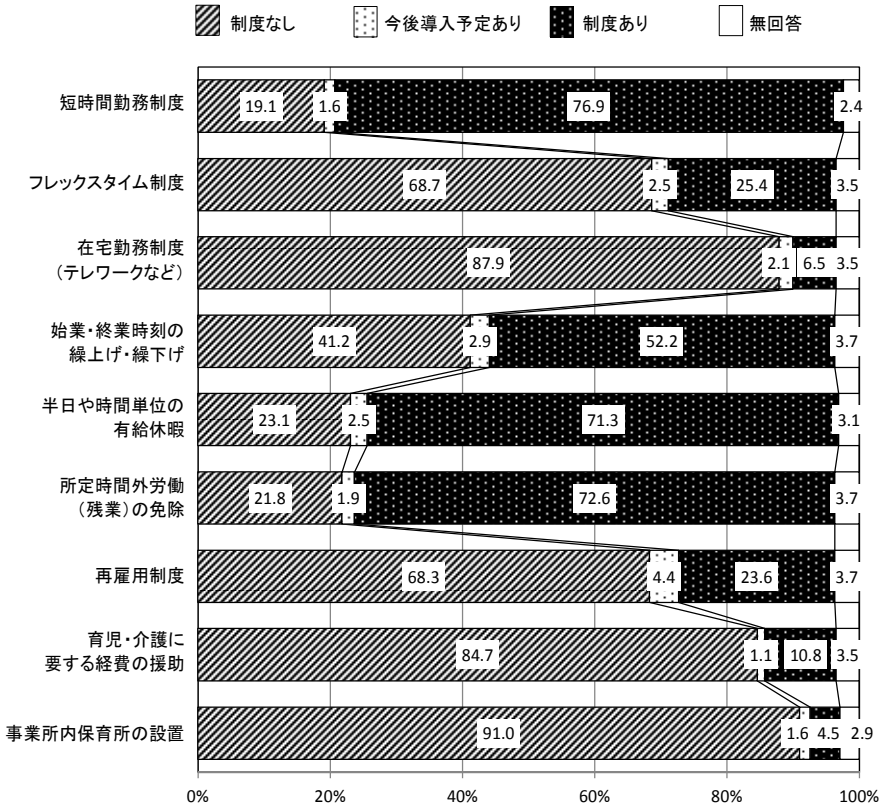

※出所：東京都男女雇用平等参画状況調査（平成24・25年度、産業労働局）

両立には取り組みやすい雰囲気や風土の醸成が必要とする従業員が多い

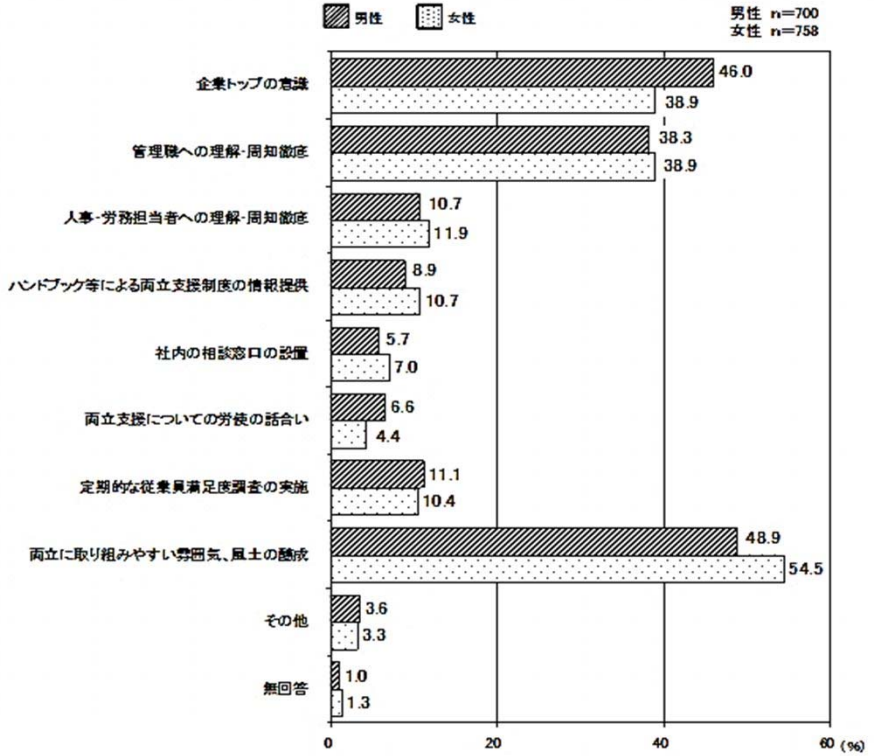

※出所：東京都男女雇用平等参画状況調査（平成24・25年度、産業労働局）

両立支援制度の利用実績には男女で大きな差が見られる

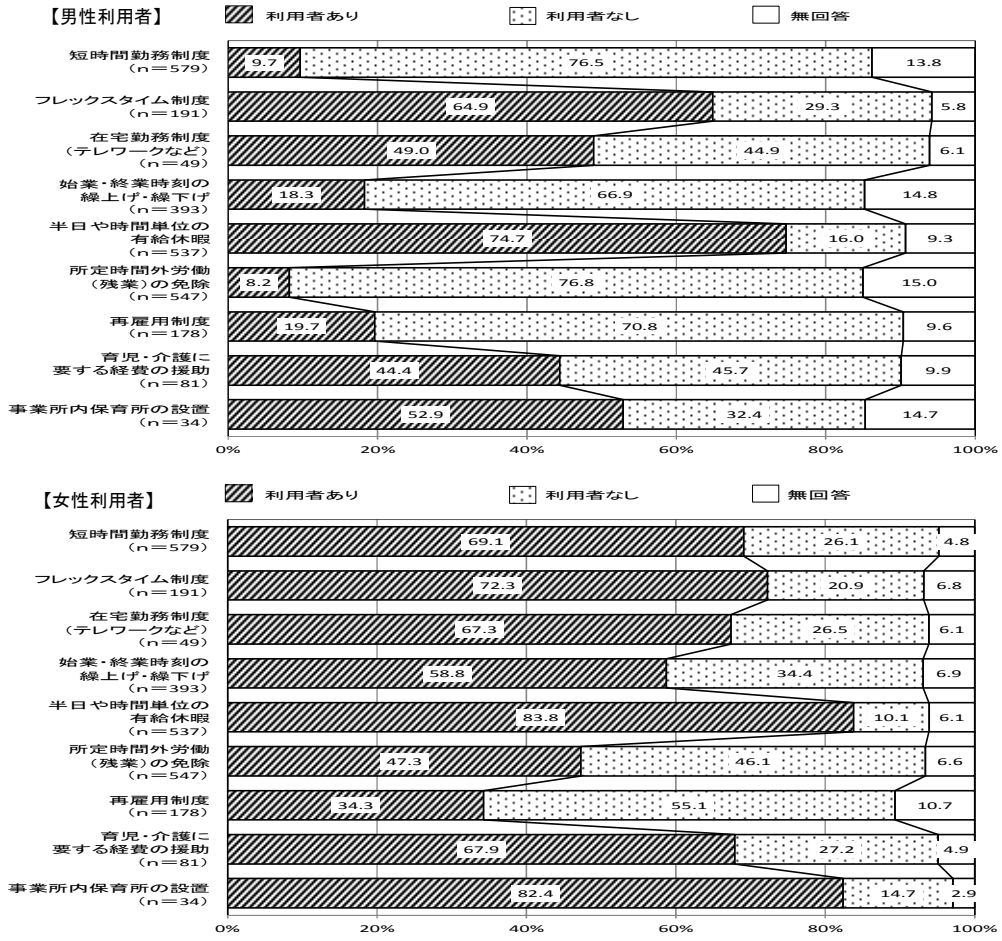

課　題

○ 仕事と家庭生活の両立支援に取り組む中小企業への支援
○ 企業における両立支援制度充実のための多様な勤務形態の導入促進
○ 両立支援制度の利用促進に向けた職場環境づくりの推進

主 な 取 組

東京次世代育成企業支援事業（登録制度）

次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、取組を広くPRする。

- ■ 一般事業主行動計画を策定して、次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録
- ■ 都のホームページ「東京ワークライフバランス推進企業ナビ」で、登録企業の取組内容を公表
- ■ 労働相談情報センターに「両立支援アドバイザー」を配置し、中小企業からの両立支援全般に関する取組について相談・助言

いきいき職場推進事業

ワークライフバランス等の社会的気運を醸成し、中小企業での雇用環境整備を推進する。

■ 東京ワークライフバランス認定企業

応募対象：　都内に本社又は主たる事業所を置く、従業員300人以下の企業等

応募部門：①長時間労働削減取組部門　②休暇取得促進部門　③仕事と育児の両立推進部門
④仕事と介護の両立支援部門　⑤多様な勤務形態導入部門　⑥女性の活躍促進部門

■ ワークライフバランスフェスタ東京　認定状授与式、ワークライフバランスに関するパネルディスカッション・講演等を実施

ワークライフバランス実践支援事業

仕事と育児・介護の両立支援など雇用環境整備に取り組む中小企業を支援する。

■ ワークライフバランス研修会	取組レベルに応じた研修会（基礎研修会・レベルアップ研修会）を実施
■ ワークライフバランス推進専門家派遣	企業に専門家を派遣し、取組に対する助言を実施（50社、1社あたり最大5回まで派遣）
■ ワークライフバランス推進助成金	経費の一部を助成　（年間1，000千円×200社、補助率1／2、補助対象期間2年間）
■ ワークライフバランス推進企業ツアー	先駆的取組を見学し、担当者との意見交換を実施　（年2回、1回あたり20社）

論　点

〇今後、特に中小企業において両立支援をさらに進めるためには、どのような取組が必要か

【参考】国の取組（厚生労働省ホームページより）

仕事と家庭の両立支援対策の概要

法律に基づく両立支援制度の整備

妊娠中・出産後の母性保護、母性健康管理
（労働基準法、男女雇用機会均等法）

- 産前産後休業（産前6週、産後8週）、軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- 医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- 妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止　　等

育児休業等両立支援制度の整備
（育児・介護休業法）

- 子が満1歳（両親ともに育児休業を取得した場合、 1歳2ヶ月＝“パパ・ママ育休プラス”※）まで（保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで）の育児休業
- 子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除※
- 育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止　　等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。

（施行日：原則として平成22年6月30日。
ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、平成24年7月1日。）

両立支援制度を利用しやすい職場環境づくり

次世代法に基づく事業主の取組推進

- 仕事と子育てを両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・届出・公表・従業員への周知
（101人以上は義務、100人以下は努力義務）
- 一定の基準を満たした企業を認定
（くるみんマーク）
- 認定企業に対する税制上の措置

助成金を通じた事業主への支援

- 短時間勤務制度の導入など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

表彰等による事業主の意識醸成

- 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰（均等・両立推進企業表彰）
- 両立支援総合サイト「両立支援のひろば」による情報提供
- 両立支援の取組をより効果的に推進するためのベストプラクティス集の普及

その他

- 長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進等全体のワーク・ライフ・バランスの推進
- 男性の育児休業取得促進等男性の子育てへの関わりの促進
（イクメンプロジェクト）
- 保育所待機児童の解消・放課後児童クラブの充実、
ファミリー・サポート・センター事業
- 子育て女性等の再就職支援（マザーズハローワーク事業）

希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

女性の継続就業率　　３８％（平成２２年）→５５％（平成３２年）

男性の育児休業取得率　１．８９％（平成２４年）→１３％（平成３２年）